

V-1 観光庁による観光政策

- ・アクション・プログラム2014で2020年オリンピック開催に向けた取組の必要性が明記される
- ・外国人観光客の増加に向けて、災害時対応や宿泊施設の情報発信のあり方など、取り組むべき方針が検討される
- ・海の京都観光圏など新たに4地域が観光圏として認定される

(1) 観光庁による観光政策の概観

●2014年度の観光関連予算

14年度の観光庁予算については、104億円（前年度比1.01倍）であった。内訳は、「訪日外国人旅行者数拡大に向けたインバウンド政策の推進」85億円（前年度比104%）、「観光地域づくり支援」52億円（前年度比96%）、「旅行振興」6億円（前年度比60%）、「観光統計の整備」4.3億円（前年度比83%）となっている。

その後、15年1月に成立した第1次補正予算（観光関係）では、「地域観光振興緊急対策事業」に5.3億円、「訪日2000万人に向けた新規インバウンド需要創出事業」に34.16億円、「地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業」に3億円が計上された。

●アクション・プログラム2014の策定

観光庁は13年6月に「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を策定したが、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催決定を踏まえ、14年6月に「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014-『訪日外国人2000万人時代』に向けて-」を作成した（表V-1-1）。観光振興の新たな柱として、①「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興、②インバウンドの飛躍的拡大に向けた取組、③ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化、④世界に通用する魅力ある観光地域づくり、⑤外国人旅行者の受入環境整備、⑥MICEの誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み、を立てた。この柱に沿って必要となる具体の施策について、新たに盛り込む必要があるものや13年のアクション・プログラムのうち改善・強化して取り組む必要があるものや継続して取り組む必要があるものが記載された。

表V-1-1 観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014

<p>①「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興</p> <p>1) オリンピック・パラリンピック開催をフルに活用した訪日プロモーション</p> <p>2) オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備 〈空港のゲートウェイ機能の強化〉 〈空港アクセスの改善〉 〈無料公衆無線LAN環境の整備・多言語対応の徹底〉 〈多機能フリーパスの検討〉 〈観光案内拠点・観光ガイドの充実〉</p> <p>3) オリンピック・パラリンピック開催効果の地域への波及 〈航空による地方へのアクセスの充実〉 〈地方への鉄道旅行の促進〉</p>
--

4) オリンピック・パラリンピック開催を契機としたバリアフリー化の加速
<p>②インバウンドの飛躍的拡大に向けた取組</p> <p>1) インバウンド推進の担い手の拡大 2) 訪日プロモーションの戦略的拡大 3) 訪日プロモーションの新たな切り口での展開 4) 訪日プロモーションの実施体制の整備 5) 効果的なメディア戦略 6) オールジャパン体制による連携の強化</p>
<p>③ビザ要件の緩和など訪日旅行の容易化</p> <p>1) ビザ要件の戦略的緩和 2) 外国人長期滞在の促進 3) 出入国手続の迅速化・円滑化 4) 本邦航空会社による新規路線の開設やLCCの参入促進等による、利用しやすい旅行商品の創出</p>
<p>④世界に通用する魅力ある観光地域づくり</p> <p>1) 地域連携による情報発信力強化と新たな広域周遊ルートの形成 2) 地域の魅力を来訪者に体感してもらうための仕組みづくり 〈規制制度面での環境整備〉 〈地域の観光振興の促進〉 〈観光地域づくりを担う主体への支援制度〉</p> <p>3) 世界に通用する地域資源の磨き上げ 〈魅力ある空間の形成〉 〈美しい自然を活かして〉 〈海洋観光の展開〉 〈豊かな農山漁村の魅力〉 〈日本食文化の発信〉 〈文化資源・科学技術との連携〉</p> <p>4) 観光振興による被災地の復興支援</p>
<p>⑤外国人旅行者の受入環境整備</p> <p>1) 多言語対応の改善・強化 〈多言語対応ガイドラインの徹底〉 〈多言語アプリの活用〉 〈外国人旅行者に分かりやすい地図・ナビゲーション〉 〈道路の案内標識等〉 〈鉄道の駅施設・車両・外国語案内等〉 〈外国人が利用しやすいタクシーサービス等〉 〈美術館・博物館での展示解説〉 〈公園内の施設〉 〈ホテル・旅館の外国語放送〉</p> <p>2) 無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者向け通信環境の改善</p> <p>3) 公共交通機関による快適・円滑な移動のための環境整備 〈ICカード・企画乗車券の利便性向上と情報発信〉 〈美術館・博物館、観光施設等と相互利用可能な共通パスの導入〉 〈空港アクセスの改善〉 〈貸切バスの供給確保〉 〈レンタカーの利便性向上〉 〈手ぶら観光の実現〉</p> <p>4) 「クルーズ100万人時代」実現のための受入環境の改善 〈出入国手続の円滑化〉 〈情報発信とターミナルの機能強化〉</p> <p>5) ムスリムおもてなしプロジェクトの実施</p> <p>6) 「外国人旅行者向け消費税免税制度」の拡充を契機としたショッピング・ツーリズムの振興と決済環境の整備 〈ショッピング・ツーリズムの振興〉 〈決済環境の整備〉</p> <p>7) 外国人旅行者の安全・安心確保 〈災害対応〉 〈不慮の怪我・病気への対応〉</p> <p>8) 多様な滞在ニーズへの対応と宿泊施設の情報提供の充実</p> <p>9) 観光産業の人材育成</p>
<p>⑥MICEの誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み</p> <p>1) MICEに関する取組の抜本的強化 〈取組対象の抜本的拡大〉 〈MICE戦略・強化都市への多面的支援〉 〈MICEの受入環境整備〉</p> <p>2) 外国人ビジネス客の取り込み強化 〈訪日アクセス等の利便性向上〉 〈ビジネス環境の整備〉</p> <p>3) IR（統合型リゾート）についての検討</p>

資料：観光立国推進関係会議資料をもとに（公財）日本交通公社作成

(2) インバウンド観光の振興政策

●外国人旅行者向け消費税免税制度の改正

「平成26年度税制改正の大綱」（13年12月24日閣議決定）において外国人旅行者向けの消費税免税制度の改正が決まった（表V-1-2）。14年10月より、免税対象品目が拡大する他、免税手続きについても簡素化された。改正に合わせて観光庁は14年10月1日現在の免税店舗数を公表した。14年4月時点で5,777店舗であった免税店舗数は10月1日時点で9,361店舗にまで拡大した。

さらに、平成26年12月30日「平成27年度与党税制改正大綱」に従って、地方の商店街や物産センター、クルーズふ頭などにおける免税店の拡大に向け、消費税免税制度の拡充が決まった。主な拡充点は次の通りである。ともに15年4月1日より制度が開始された（表V-1-3）。

●災害時における訪日外国人旅行者への情報提供

観光庁は13年度に「災害時における訪日外国人旅行者への情報提供のあり方に関するワーキンググループ」を設置し、自然災害の多い日本において訪日外国人旅行者が安心して旅行することのできる環境を整えるための検討をしてきたが、その成果として14年10月に下記の方針などを定めた。

1) 観光・宿泊施設向け「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」

主に観光・宿泊施設の事業者に対して、各施設が作成している緊急時の初動対応マニュアルに、訪日外国人旅行者対応を盛り込む際のガイドラインを示したものである。大規模災害発生時の緊急時における訪日外国人旅行者向けの初動対応に関して、①訪日外国人旅行者に関する基礎知識、②訪日外国人旅行者に対する初動対応内容、③平常時から取り組むべき準備、④訪日外国人旅行者への情報提供の仕方、についての説明がなされている。

2) 自治体向け「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」

地域防災計画などに訪日外国人旅行者への対応を記載するための指針が整理されている。

3) 外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」

日本国内における緊急地震速報および津波警報を英語で通知するプッシュ型情報発信アプリ。また、周囲の状況に照らした避難行動を英語で示した避難フローチャートや周りの人から情報を得るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるホームページリンク集など、訪日外国人旅行者および在住している外国人向けに災害時に役立つさまざまな機能が盛り込まれている。

●宿泊施設の情報提供の現状・課題と今後の方向性の取りまとめ

観光庁では外国人旅行者を対象にした宿泊施設の情報提供のあり方について検討を行ってきた。その結果が14年5月に発表された（表V-1-4）。

表V-1-2 消費税免税制度の改定概要

	2014年9月30日まで	2014年10月1日から
免税対象品目	通常生活の用に供する物品	左記の通常生活の用に供する物品に加え、食品類、飲料類、たばこ、薬品類、化粧品類等の消耗品
免税対象外品目	食品類、飲料類、たばこ、薬品類および化粧品類並びにフィルム、電池その他消耗品	—
免税対象となる購入金額	1店舗当たり（税抜）10,001円以上	生活用物品（既存免税対象品目）は1店舗当たり（税抜）10,001円以上、消耗品（新規免税対象品目）は1店舗当たり（税抜）5,001円以上50万円以下
その他注意事項	—	新規免税対象品目は、旅行中に消費されないように、店舗にて定められた方法で包装する。購入者は購入後30日以内の国外への持ち出しを購入誓約書において誓約することが必要

資料：観光庁ホームページをもとに（公財）日本交通公社作成

表V-1-3 消費税免税制度の拡充

拡充点①	第三者への免税販売手続の委託を可能とし、一括カウンターを設置を実現
	免税販売手続を第三者に委託することを前提とした、新たな免税店許可制度（手続委託型輸出品販売場制度）を創設する。ただし、免税手続を委託できるのは、以下の商店街や物産センター、ショッピングセンターに限る。また、一括カウンターでは、店舗を超えて購入金額の合算を可能とする。 〈対象となる店舗〉 ・商店街振興組合の組合員が経営する店舗 ・中小企業等協同組合の組合員が経営する店舗 ・大規模小売店舗の施設内にある店舗 ・一棟の建物内にある店舗
拡充点②	外航クルーズ船の寄港時にふ頭へ免税店を臨時出店する手続きを簡素化
	クルーズふ頭（クルーズ船の接岸岸壁や旅客船ターミナル等）への免税店の臨時出店の許可申請を簡素化

資料：観光庁ホームページをもとに（公財）日本交通公社作成

表V-1-4 宿泊施設の情報提供のあり方（方針）

現状・問題意識	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊業界にとって外国人旅行者（特にFIT層）の取り込みは必須で、FIT層に響く効果的な情報発信が必要 ・しかし、長年旅行会社からの送客に頼ってきたため、集客のために自ら情報発信をする意識は低く、効果的な情報発信をしている施設は少ない
今後の方向性	<ol style="list-style-type: none"> 1) FIT層のニーズ把握と関係者間での共有 2) 宿泊経営者の意識改革の推進 3) 宿泊施設に関する情報発信の強化・改善 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の多様な宿泊施設の全体像を整理・一覧化し、JNTOホームページに基本情報を「窓口サイト」として開設 ・旅館の認知度を高め、本質を正しく理解してもらい、宿泊先として選択されるよう「旅館ブランド」を構築して海外に発信 ・宿泊業界団体は自らの情報発信を市場環境の変化に併せて改善・強化する。また、会員に対してはセミナーやマニュアル作成を通じて情報発信に対する意識改革を進める ・地方自治体や観光協会が中心となって観光情報と宿泊施設情報を連動させ、外国人旅行者の当該地域への滞在を推進 ・各宿泊施設は、施設の基本設備やサービス内容について外国人旅行者が必要な情報を容易に入手し、施設間で比較しやすいように共通フォーマットで情報提供を行う ・情報発信に対する関係者の意識を向上させるため、効果的な情報発信を行っている主体に対する表彰などを検討する

資料：観光庁ホームページをもとに（公財）日本交通公社作成

●科学的・合理的な分析による戦略的プロモーション実施

14年4月に観光庁内に新設された「マーケティング戦略本部」において、初めて外部専門家の知見を取り入れて、より科学的・合理的な分析に基づいた「市場別訪日プロモーション方針」を策定した。具体的には、従来の主要ターゲットであった「ボリューム層」に加え、「潜在的ボリューム層」や「将来的ボリューム層」も主要ターゲットに位置づけることとした。また、事業成果などを科学的に検証し、ターゲット層の絞り込みや効果的な訴求コンテンツについての見直しを図ることにより、PDCAサイクルを強化することとした。これらの見直しを経て、国籍・地域別の訪日プロモーション方針を定めた。一例を示すと表V-1-5の通りとなる。

●さまざまな新規検討会の開催

訪日外国人旅行者の受入環境整備のため、13年度末・14年度はさまざまな検討会や協議会が新たに設置され、議論がなされた。主なものは表V-1-6の通りである。

●外国人観光客案内所の認定

12年度から開始している外国人観光案内所認定制度について、前述のアクション・プログラム2014に基づき、観光庁と国土交通省道路局が連携して「道の駅」における訪日外国人旅行者の観光案内機能の向上を図るため、63件の認定を行った（認定機関はJNTO）。カテゴリー別の内訳はカテゴリー2が1件（熊本県「道の駅 阿蘇」）、カテゴリー1が52件、パートナー施設が10件であった（表V-1-7）。

●アクション・プログラム2015の策定

観光立国を実現するにあたっては、訪日外国人数の伸びにのみ着目するのではなく、地域の経済活性化や雇用の創出など地方創生への貢献、国際相互理解の増進など、観光立国の多様な意義について、国民運動的な広がりを持って議論を深め、相互の文化慣習への理解を含めた受入意識の醸成を図っていくことが求められるという認識と2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、観光立国推進閣僚会議は15年6月に「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015-『2000万人時代』早期実現への備えと地方創生への貢献、観光を日本の基幹産業へ」を決定した。これはアクション・プログラム2014に続くものであり、より一層強力で観光立国を進めて行く姿勢を示している。

表V-1-5 国籍・地域別の訪日プロモーション方針

国籍・地域	主要ターゲット層	ターゲット種別	訴求テーマ
韓国	20～30歳代若者層	最大ボリューム層	大都市及び周辺地方、地方都市への誘客
	家族層	準ボリューム層	幅広い世代で楽しめるスポットや施設体験
	40～60歳代余裕層	潜在的ボリューム層	日本の癒やし
	共通コンテンツ：グルメ、ショッピング、都市景観、自然、歴史・文化		
中国	大都市圏在住の30～40歳代家族層	最大ボリューム層	家族とともに楽しむ多様な日本
	大都市圏在住の1980年代生まれの女性	準ボリューム層	上質な日本の魅力を体験する「旅館」の体験
	教育旅行（中・高校）	将来的ボリューム層	日本の技術体験や日本人との交流

台湾	20～30歳代若者層	最大ボリューム層	新しい観光魅力
	40歳代家族層 教育旅行	準ボリューム層 将来的ボリューム層	3世代の家族旅行 日本人との触れ合い
共通コンテンツ：四季の体感			
香港	30～40歳代家族層	最大ボリューム層	上質の日本の魅力及び日本ならではの体験
	20歳代カップル	準ボリューム層	日本ならではのショッピングと体験
	日本語学習者	潜在的ボリューム層	日本人との交流とポップカルチャーの体験
共通コンテンツ：レンタカーと鉄道で発見する新しい日本の魅力			
タイ	首都圏居住の富裕層	最大ボリューム層	日本の多様性
	首都圏居住の中間所得層	準ボリューム層	「ちょっとした楽しみ」の体験
	首都圏居住の20歳代	準ボリューム層	ビザ免除により「身近に行ける日本」
	地方都市の富裕層	潜在的ボリューム層	「ちょっとした楽しみ」の体験
共通コンテンツ：四季の体感、多様な日本の食文化、温泉体験、多種多様なショッピング			
米国	高所得者層	最大ボリューム層	日本でしかできない極上の体験
	アジア系	最大ボリューム層	地方の魅力の堪能
	中間所得層、国際線通過旅客	準ボリューム層	お得で満足度の高い体験
	親睦団体（大学同窓会、美術館・博物館会員組織等）	将来的ボリューム層	専門的な学び
	日本語学習者	将来的ボリューム層	日本の歴史・文化体験
共通コンテンツ：桜、祭り、日本食、伝統文化、寺社仏閣、体験型ベニュー			

資料：観光庁ホームページをもとに（公財）日本交通公社作成

表V-1-6 新たに設置された検討会・協議会

第1回会議開催月	検討会・協議会名
14年02月	外国人目線による旅客自動車運送事業等における利用環境改善方策検討会
14年09月	トランジット旅客の訪日観光促進協議会
14年12月	通訳案内士制度のあり方に関する検討会
14年12月	手ぶら観光促進協議会
15年01月	スノーリゾート地域の活性化に向けた検討会
15年01月	OTAガイドライン策定検討委員会
15年02月	世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会

資料：観光庁ホームページをもとに（公財）日本交通公社作成

表V-1-7 認定された外国人観光客案内所数

	要件	全国認定数	道の駅認定数
カテゴリー3	・全国レベルの観光案内を提供 ・英語のスタッフが常駐かつ英語以外の2言語対応が可能	18	0
カテゴリー2	・広域の観光案内を提供 ・英語のスタッフが常駐等	126	1
カテゴリー1	・地域の観光案内を提供 ・パートタイムや電話通訳等で英語対応が可能等	307	52
パートナー施設	・観光案内を専門としない施設であっても、外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲があり、公平・中立な立場で地域の案内を提供 ・パートタイムや電話通訳等で英語対応が可能等	77	10
合計		528	63

資料：観光庁ホームページをもとに（公財）日本交通公社作成

(3) 国内観光地の魅力向上施策

●観光地域ブランドの構築支援

観光庁は13年度より、国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取組段階に応じた地域独自の「ブランド」の確立を通じて日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組を支援している。「観光地域づくりプラットフォーム」を補助対象事業者とした、①観光地域ブランド確立基盤づくり支援、②観光地域ブランド確立支援より構成される。14年度は6団体が補助採択を受けた(表V-1-8)。

●観光圏の追加認定

観光庁は14年7月に新たに4地域の観光圏を認定した(表V-1-9)。新基本方針に基づく観光圏整備実施計画認定地域は、13年に認定された6地域と合わせて計10地域となった。

表V-1-8 観光地域ブランド確立支援事業の補助採択地域

観光地域づくりプラットフォーム名	観光圏名
一般社団法人ふらの観光協会	富良野・美瑛観光圏
一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメント	八ヶ岳観光圏
一般社団法人雪国観光圏	雪国観光圏
一般社団法人そらの郷	にし阿波～剣山・吉野川観光圏
公益財団法人佐世保観光コンベンション協会	「海風の国」佐世保・小値賀観光圏
公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター	阿蘇くじゅう観光圏

資料：観光庁ホームページをもとに(公財)日本交通公社作成

表V-1-9 新たに認定された観光圏

観光圏名	所在都道府県	対象市町村
ニセコ観光圏	北海道	蘭越町、ニセコ町、倶知安町
浜名湖観光圏	静岡県	浜松市、湖西市
海の京都観光圏	京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
豊の国千年ロマン観光圏	大分県	別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、日出町、姫島村

資料：観光庁ホームページをもとに(公財)日本交通公社作成

表V-1-11 観光地域づくりの派遣メニュー一覧

メニュー名	担当省庁	概要	観光関係登録者数	派遣支援制度の有無
VISIT JAPAN大使	観光庁	外国人旅行者の受入体制に関する「仕組」の構築や外国人に対する日本の魅力の「発信」等、他の関係者の「お手本」となる優れた取組をした人々のデータベース	58人	無
MICEアンバサダー	観光庁	日本への国際会議の誘致・開催実績をもつ、学会・大学教授等の国内主催者のデータベース	12人	無
地域活性化伝道師	内閣官房	地域活性化に向けて意欲的な取り組みを行おうとする地域に対して指導・助言などを行う地域興しのスペシャリストのデータベース	111人	有
地域人材ネット	総務省	先進市町村で活躍している職員や民間専門家を周知するためのデータベース	172人	有
農山漁村活性化支援人材バンク	農林水産省	農山漁村の活性化に取り組む地域に、専門的な知見を有する専門家を紹介するためのデータベース	114人	無
エコツーリズム推進アドバイザー派遣	環境省	エコツーリズムの各分野で活躍している有識者をアドバイザーとして登録	毎年約30人程度	有

資料：観光庁ホームページをもとに(公財)日本交通公社作成

●ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり実施地域の募集

観光庁は13年度に取りまとめた「地域の受入体制強化マニュアル」を活用し、地域における受入体制強化に向けた取組を通じ、今後ユニバーサルツーリズムに取り組む地域や受入体制の強化を図る地域の参考となる事例集を作成するため、ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくりを行う地域を募集した結果、3地域が選定された(表V-1-10)。

●観光地域づくりの人材相談を受けるワンストップ窓口の開設

これまで、各省庁でそれぞれの観点から集約してきた専門家を観光の観点からさらに有効活用するべく、観光庁では各省庁で作成されたリストなどを取りまとめるとともに、ワンストップで観光関係の相談に対応できる窓口を設置した。ワンストップ窓口では、問い合わせ地域の実情などを踏まえつつ、適切な人材や支援メニューの紹介や、関係省庁への連絡・調整により、手続きがスムーズに進むようサポートする。派遣メニューは表V-1-11の通りである。

表V-1-10 ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくりのモデル地域

条件	実施地域/応募者名
<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるユニバーサルツーリズムの受入体制が現在は確立されていないが、14年度中に関係者(行政、観光事業者等)が協働した受入拠点(相談窓口)を担う組織を確立できること。 具体的な取組として、関係者の意識付けを行うセミナーや勉強会の開催、受入拠点を担う組織形態及び受入拠点に求められる人材・体制の検討等を行い、15年度以降STEP 3へ発展する見込みのあること。 	秋田県/旅館ホテル生活衛生同業組合
<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係者(行政、観光事業者等)が協働した受入拠点(相談窓口)を担う組織が確立されており、ユニバーサルツーリズムの受入に係る取組を開始・継続できること。 具体的な取組として、地域内のバリア&バリアフリー情報の収集・発信、旅行者等からの相談対応、地域内関係者との連携拡大、運営費の確保等の取組を行い、15年度以降STEP 5へ発展する見込みのあること。 	①大分県別府市、大分市/特定非営利活動法人自立支援センターおおいた ②広島県広島市/株式会社第一ビルサービス、一般社団法人広島まちづくり推進協議会

資料：観光庁ホームページをもとに(公財)日本交通公社作成

●新たな旅行業制度の検討

観光庁では、13年4月の「観光産業政策検討会提言」を踏まえ、同年9月に旅行産業研究会を設置し、同研究会において、新たな旅行業制度のあり方について幅広く検討してきた。14年5月にその結果を公表した。主に表V-1-12の4点について取りまとめられた。

表V-1-12 新たな旅行業制度の方針

	主な方針
1	インターネット取引の増加や海外OTAの台頭への対応を踏まえて、インターネットによる旅行契約を安心して行うことができるようにするためのガイドラインの策定が必要である
2	高速ツアーバスの事故などを踏まえ、旅行業に係る安全マネジメント制度を構築することが必要である
3	旅行者ニーズの多様性に応え、また地域資源の活用による地域活性化を目指すため、着地型旅行の普及に向けた商品造成の促進・販売経路の拡大の方法を検討する
4	観光新興国の台頭や海外ホテルの取消料の多様化、インターネット普及に伴う旅行商品のキャンセル増といった環境の変化を踏まえ、標準旅行業約款制度を実態に即した形に見直す

資料：観光庁ホームページをもとに（公財）日本交通公社作成

●観光地域経済の「見える化」推進

観光庁では、独自で観光振興を図るための基礎データを整備し、地域の観光の実態把握と課題を抽出する手法の検討に取り組む地域を支援すべく、観光地域経済の「見える化」推進事業の実施を決定した。具体的には、地域が適切な調査・分析手法の調査（例：海外の先進事例など）を行い、地域の行政機関や研究機関（例：大学・地域金融機関）などが連携して、各者が有する観光関連データなどを集計・分析する取組を支援するとともに、その成果については、公表などにより、広く国内に普及させることを目的とする。観光庁は事業の実施にあたり、独自で観光振興を図るための基礎データを整備し、地域の観光の実態把握と課題を抽出する手法の検討に取り組むモデル地域の公募を行い、3月に17の自治体・地域から岩手県平泉町、愛知県蒲^{がまこおり}郡市、京都府京都市、兵庫県、沖縄県名護市の5地域を選定した。

今後は各地域において事業を推進するとともに、観光庁においても有識者・各地域の担当者などをメンバーとする全国研究会（仮称）を設置し、各地域の事業の結果を踏まえつつ、全国に展開できる「見える化」の手法を取りまとめ、普及を図る予定である。

（西川亮）